

一般質問通告一覧表

日付	発言者順序 【質問方式】	発言の要旨
平成 29年 3月 7日 (火)	1 竹内 ひろみ 【一問一答】	1 介護保険制度改定後の状況について 2 調整池の管理について
	2 吉波 伸治 【一問一答】	1 不登校にかかる施策について
	3 下村 晴意 【一問一答】	1 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援について 2 新生児聴覚検査について
	4 中浦 新悟 【一問一答】	1 消防力の強化について 2 学童保育について
8 日 (水)	5 成田 智樹 【一問一答】	1 子育て支援（待機児童解消に向けた取組）について 2 防災協定について
	6 恵比須 幹夫 【一問一答】	1 廃棄物のリサイクル対策について 2 災害廃棄物処理計画の策定について
	7 樋口 清士 【一問一答】	1 まちづくり学習について
	8 久保 秀徳 【一問一答】	1 就学援助制度の拡充について
	9 塩見 牧子 【一問一答】	1 生駒市の情報公開の姿勢について 2 基金運用について
9 日 (木)	10 伊木 まり子 【一問一答】	1 健康づくり、医療、介護に係る課題と取組について
	11 福中 眞美 【一問一答】	1 生駒市の空き家対策事業について 2 子どもたちの安全で健やかな居場所づくりについて
	12 浜田 佳資 【一問一答】	1 市長施政方針について

平成 29 年 2 月 24 日

生駒市議会議長

中 谷 尚 敬 様

生駒市議会議員

竹内ひろみ 印

発 言 通 告 書

次のとおり通告します。

平成29年2月24日
午後1時15分 受領

発言の種類 (○を付ける)	質疑 ・ 一般質問 (一括質問方式 ・ 一問一答方式) ・ 緊急質問
番 号	質疑・質問事項 (要旨は別紙参照)
1	介護保険制度改定後の状況について
2	調整池の管理について
3	
4	
5	

※質疑の場合は、議案名を記入すること。

番号	質疑 ・ 質問事項
1	介護保険制度改定後の状況について
質疑・質問の要旨 2015年4月から改定介護保険制度が実施され、2年になろうとしています。いま、制度が実際に運用される中、高齢者や家族に様々な影響が出ており、戸惑いや困惑の声が寄せられています。 ・心身の状態が変わらないのに、認定が「要介護3」から「要介護2」に引き下げられた。「要介護2」では特別養護老人ホームに入れなくなった。 ・「要介護3」の人が特別養護老人ホームへ入居できることになったが、費用が高く、収入が低いので入れないのではないかと心配されている、など。 市は、市の新総合事業となった「地域密着型サービス」などでは、全国的にも先進的な取組をされています。しかし、介護保険制度については、実際に必要とする高齢者や家族にとって、真に安心して受けられるものになっているかといえ、上記のように様々な問題があります。市は、市民の声を真摯に受け止め、しっかりと対応していくことが求められます。 そこで、以下の質問をします。 1. 介護認定について ① 認定はどのようなプロセスで行われているのか？ ② 認定の客観性、公平性はどのように担保されているのか？ ③ 認定の結果について、本人に十分説明されているのか？ 2. 特別養護老人ホームの状況について ① 待機者数の現状、推移は？（平成26－28年度） ② 利用料の負担が大きいため利用できない等の状況は把握しておられるか？	

※質疑・質問の要旨は具体的に記入すること。

番号	質疑 ・ 質問事項
2	調整池の管理について
質疑・質問の要旨	
私は、3年余り前、平成25年12月議会の一般質問で、調整池の管理について質問しました。繰り返しになりますが、調整池について以下確認させていただきます。 宅地開発によって雨水の流出機構が変化し、開発区域及びその周辺地域に溢水等による被害が生じるおそれがあるため、開発に際しては、必要に応じて調整池等の流出抑制施設が設置されています。調整池はコンクリートブロックに囲まれたものが多く、集中豪雨などで一時的にたまった水は、下部に設けられた排水口から徐々に放流されるようになっていきます。しかし、民間所有の既存調整池が埋め立てられるなど、適切な管理が行われていない事例が指摘されるようになり、防災上の観点から、より適切な管理が求められるようになりました。 平成12年、当時の建設省によってマニュアルが策定され、次のような方針が示されました。 1. 調整池については、恒久調整池と暫定調整池の区別を明瞭にした上で、恒久調整池は公的管理を原則とし、暫定調整池についても公的管理が望ましい。 また、恒久調整池については、土地の権限の地方公共団体への移管についても明記する。 2. 既存の流出抑制施設のうち、その機能の維持が必要と判断されたものは管理方法を明確にする。 本市においても、開発面積が3,000平方メートル以上の開発については調整池の設置が義務づけられ、その管理は原則として市に移管されることになっています。しかし、移管されないままに事業者管理されているものもあります。 このように、調整池の管理は原則として市に移管されることになっているにもかかわらず、当時、市は管理について明確な方針をもたず、事実上放置され、防災上、環境上大きな問題が生じていました。私は一般質問でこのことを指摘し、市の適切な管理を求めました。 この後、市は、市内の調整池の管理について整備方針をもち、平成27年度から年に1～数カ所整備する計画を立て実施されています。このような市の迅速な対応は評価されるものです。	

しかしながら、先の一般質問で問題を指摘しました調整池のなかで、まだ全く手がつけられていないものがあります。たとえば、真弓南2丁目の民間所有のものは、以後全く改善されておらず、池の中に泥が堆積して山となり5m位の本が何本も生い茂り、汚水がたまっています。これについての市の答弁は、民間管理のものについては、基本的には奈良県が指導に当たるべきと考えているが、現状の把握や地元住民の意見の集約等についても奈良県と共同して対応していきたいとのことでした。

また、東生駒南第3公園横の池は元々沈でい池だったとのことですが、斜面の下部にあり、調整池としての役割も大きいものがあります。ここは、バキュームによる泥出しはされ、汚水の悪臭などは無くなったとのことですが、浚渫が不十分のため泥が堆積して山となり木が茂っている状態です。池が浅いため、雨が30分も降り続くと満杯になり、下の水路が溢れると近くの住民の方がいっておられます。ここは十分に浚渫して、貯水量を増やす必要があります。

近年、ゲリラ豪雨などこれまで体験したことのないような水害に見舞われる恐れもある中、しっかりと防災にとりくむ必要があります。

そこで、次の質問をさせていただきます。

民間所有の調整池について

- ① 前回の答弁では、市内全域で57カ所の調整池の内、民間管理が20カ所ということでしたが、その後の市への移管の進捗状況は？
- ② 問題のある民間所有の調整池について、指導はどのように行われていますか？

※質疑・質問の要旨は具体的に記入すること。

平成29年2月27日

生駒市議会議長

中 谷 尚 敬 様

生駒市議会議員

吉 波 伸 治



発 言 通 告 書

次のとおり通告します。

平成29年2月27日
午前11時55分 受領

発言の種類 (○を付ける)	質疑 ・ <u>一般質問</u> (一括質問方式) ・ <u>一問一答方式</u> ・ 緊急質問
番号	質疑・質問事項 (要旨は別紙参照)
1	不登校にかかる施策について
2	
3	
4	
5	

※質疑の場合は、議案名を記入すること。

番号	質疑 ・ 質問事項
1	不登校にかかる施策について
質疑・質問の要旨	
「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」（以下、「この法律」といいます）が、昨年12月14日に公布され、今年2月14日に施行されました。 今後、不登校にかかる施策は、この法律に基づいて実施されることになります。そこで、今後の不登校にかかる施策について質問いたします。	
記	
(1) この法律は、基本理念として「不登校児童生徒が安心して教育を十分に受けられるよう、学校における環境の整備が図られるようにすること。」をうたっています。しかし、この法律全体を読んでも、「不登校児童生徒が安心して教育を十分に受けられる学校」とはどのような学校かは明らかにされていません。この法律の第1条には「この法律は、教育基本法及び児童の権利に関する条約等の教育に関する条約の趣旨にのっとり（中略）基本理念を定め」と述べています。教育基本法には「個人の価値を尊重して」「自他の敬愛と協力を重んずる」、児童の権利に関する条約には「人権及び基本的自由並びに国際連合憲章にうたう原則の尊重を育成すること」、国際連合憲章には「基本的人権と人間の尊厳及び価値と男女及び大小各国の同権とに関する信念をあらためて確認し」とあります。つまり、「不登校児童生徒が安心して教育を十分に受けられる学校」とは、「基本的人権が尊重されている学校」ということになります。不登校の原因は、いじめ、部活での過労、先輩後輩の封建的關係、教師の体罰や懲罰的指導などの外的要因により子どもたちが学校で居場所をなくすことで起こります。決して、子どもたちの心の持ち方などのような内的要因で起こるものではありません。居場所をなくすこととは、言い換えれば、基本的人権、つまり、尊厳ある人間として存在できること、が不可能となることです。不登校をなくすためには、「児童生徒も教師もすべての人間の基本的人権が尊重されている学校」をつくっていかねばならないと考えます。このことについての所見を伺います。	
(2) この法律では「不登校児童生徒の学習活動に対する支援を行う公立の教育施設の整備（中略）のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。」となっています。従来の学校とは別の公立の教育施設をつくることは、不登校を生み出す第2の学校をつくりだすことになることを危惧します。「努めるものとする」となっていて、整備は義務付けされていませんが、「不登校児童生徒の学習活動に対する支援を行う公立の教育施設」は整備されるのでしょうかされないのでしょうか。整備されるのであれば、それが、不登校を生み出す第2の学校とならないようにするため、どのようなことに留意されるのですか。	
(3) 憲法第26条第2項には「すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。」とあります。つまり、義務教育の意味は、子どもが学校に行きたいといえ保護者は学校に行かせる義務があるということであって、子どもは学校に行く義務があるということではありません。ところが、子どもは成長するためには学校に行かねばならない、という観念が保護者にも児童生徒にもあり、これが、学校に居場所をなくした児童生徒、つまり、学校に行きたくない、学校に行けない児童生徒を苦しめてきました。今回、この法律に「個々の不登校児童生徒の休養の必要性を踏まえ、」という文言が明記されましたが、今後、「不登校が生まれない学校」が実現するまでの間、すべての保護者・児童生徒に対して、どのように説明・指導されますか。	

平成29年2月27日

生駒市議会議長
中谷 尚敬 殿

生駒市議会議員

下村 晴意 (印)

発 言 通 告 書

次のとおり通告します。

平成29年2月27日
午前11時59分 受領

発言の種類 (○を付ける)	質疑 ・ 一般質問 (一括質問方式 ・ 一問一答方式) ・ 緊急質問
番号	質疑・質問事項 (要旨は別紙参照)
1	妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援について
2	新生児聴覚検査について
3	
4	
5	

※質疑の場合は、議案名を記入すること。

番号	質疑 ・ 質問事項
1	妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援について
質疑・質問の要旨	
平成27年3月20日に閣議決定された第3次少子化社会対策大綱の策定の目的について 我が国の人口が転換期を迎えるこれからの5年程度をとらえ、集中的な取組に踏み出すとともに、その成果を厳正に評価し公表することが急務である。その際、国、地方公共団体、職域、地域、家庭、個人など、社会を構成するすべての主体が、それぞれの責任と役割を自覚し、自主的かつ積極的な取組を進めていく必要がある。 子どもは、社会の希望であり、未来の力である。次代を担う生命がたくましく育ち、少子化社会対策基本法に基づき、国の基本施策としてこの少子化社会対策大綱を定め、少子化の流れを変えるための施策を強力に推進する。とあります。以上のことを踏まえ質問いたします。 1、国においては、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援のために、子育て世代包括支援センターの全国展開に向け、その設置促進を図るとしておりますが、本市での取組について伺います。 2、地域に応じて、産前・産後サポート事業・産後ケア事業を推進しておりますが、本市での実施状況について伺います。 3、産後うつや新生児への虐待予防を図る観点から、産後2週間、産後1か月など出産後間もない時期の産婦に対する健康診査（母体の身体的機能の回復や授乳状況及び精神状態の把握等）の重要性が指摘されている。このため、産婦健康診査の費用を助成することにより、産後の初期段階における母子に対する支援を強化し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制を整備する。と挙げられておりますが、本市での取組について伺います。	

番号	質疑 ・ 質問事項
2	新生児聴覚検査について
質疑・質問の要旨	
先天性の難聴は、1000人に1人から2人にいるとされており、現在は、2歳から3歳になって、言葉の発達の遅れのために発見されることがほとんどです。 聴覚が障害されると言語発達が阻害されますが、言語発達には臨界期があるために、早期発見の重要性が従来から指摘されておりましたが、新生児用の優れたスクリーニング方法が開発され、早期に聴覚障害の診断を行うことが可能になりました。 難聴の約半数は、先天性風疹、重症仮死などのハイリスク児ですが、残りの半数は、出生時には何も異常を示さない児であり、これらの児を発見するためには、全出生児を対象にスクリーニングを行う必要があります。また、早期療育の効果がもっとも期待されるのは、このような他の合併症を持たないローリスク児です。 新生児スクリーニングにより、早期に聴覚障害を発見し、補聴器をつけての聴能訓練や言語指導などの早期療育を行うことにより、良好な言語発達が得られることになります。 また、聴覚障害児の早期診断・早期療育を行うためには、早い時期にスクリーニングを行う必要があります。出生施設入院中に聴覚スクリーニングを実施することが望ましいのは、次の理由が挙げられます。検査は、児の自然睡眠下に実施しますが、入院中であれば、児の状態を見計らって適切な時間に検査が容易に出来ます。また、入院中が、全員を把握しやすいことです。1か月健診、3か月健診時にスクリーニングを実施してはという意見もありますが、もし、スクリーニングを退院後にした場合には、1回のスクリーニングを実施する所要時間が長くなり、全員を把握することはより困難になります。 厚生労働省は、昨年3月に、新生児聴覚検査の実施について、全自治体に公費助成の導入など受診を促す対応の通知を出しております。この通知の背景には、検査機器の普及により、大半の医療機関においてスクリーニングの体制が整備されている状況があります。	

そこで、本市における新生児聴覚検査の現状をお伺いいたします。

- 1、 新生児の先天性聴覚障害を早期発見し、早期療育につなげていくことの重要性が指摘されておりますが、その認識について
 - 2、 受診状況と公費助成について
 - 3、 受診勧奨するための周知、啓発について
 - 4、 検査の結果により支援が必要な場合の支援体制について
- 以上4点についてお聞かせください。

※質疑・質問の要旨は具体的に記入すること。

平成29年2月28日

生駒市議会議長

中 谷 尚 敬 様

生駒市議会議員 中 浦 新 悟 (印)

発 言 通 告 書

次のとおり通告します。

平成29年2月28日
午前10時40分 受領

発言の種類 (○を付ける)	質疑・ <u>一般質問</u> (一括質問方式・ <u>問一答方式</u>)・緊急質問
番号	質疑・質問事項 (要旨は別紙参照)
1	消防力の強化について
2	学童保育について

※質疑の場合は、議案名を記入すること。

番号	質疑 ・ 質問事項
1	消防力の強化について
質疑・質問の要旨	
昨年末の糸魚川市の大規模火災は記憶に新しいところであり、住民の生命、身体及び財産を守る責務を全うするため、消防力の充実強化は常に重要な課題であると再認識させられた。 平成27年6月定例会で消防力の強化について質問をしたが、人員配置、組織体制について、依然として市民の関心が高いことから改めて質問する。 ・この2年間、消防力の強化に向け、どのような取り組みをしてきたのか。 ・南分署の組織体制をどのように考えているのか。 ・消防力強化に向けた現状の課題と今後の対策はどのようなものか。	

番号	質疑 ・ 質問事項
2	学童保育について
質疑・質問の要旨 保育所や幼稚園、学校において、安全や衛生管理等への厳しい目が向けられている。本市では、それぞれにしっかりと対策を講じているが、同じく子供を預かる施設である学童保育においても、それらに準じた安全、衛生管理等が求められる。 保護者が、安心して子供を預けられる環境にしていくため、学童を利用する子供たちが日々安心安全に過ごせる環境を与えられているのかを確認するとともに、市の学童保育に関する見解を問う。 安全面について ・登降所時、どのような安全対策を講じているのか。 ・各学童施設の耐震性はどのようなものか。 ・災害時や震災時等非常時において、どのような対応をするのか。 ・不審者情報など日々の安全面や非常時などの対応について、学校とどのような連携が取れているのか。 衛生面について ・体調不良の児童がいる場合、どのような対応をしているのか。また、ノロウイルスやインフルエンザなどが疑われる場合、どのような対応をしているのか。 ・その際の学校との協力体制（保健室の一時利用など）はどのようなになっているのか。 ・学童の施設や設備において、どのような衛生面の配慮がなされているのか。 運営面について ・上記内容以外で、学校とどのような連携がなされているのか。 ・保護者、指導員、市の三者による運営協議会で運営されているが、問題なく機能しているか。 ・保育料の算定根拠はどのようなものか。 ・運営に係る国や市の負担割合はどのようなになっているのか。 ・学校の教員と同じく指導員もまた仕事量が増加しているように思われるが、指導員の処遇に関して、市の見解はどうか。	

※質疑・質問の要旨は具体的に記入すること。

平成29年 2月28日

生駒市議会議長

中谷 尚敬 殿

生駒市議会議員

成田 智樹



発 言 通 告 書

次のとおり通告します。

平成29年 2月28日
午前10時58分 受領

発言の種類 (○を付ける)	質疑・ <u>一般質問</u> ・ <u>一括質問方式</u> ・ <u>一問一答方式</u> ・緊急質問
番号	質疑・質問事項 (要旨は別紙参照)
1	子育て支援（待機児童解消に向けた取組）について
2	防災協定について
3	
4	
5	

※質疑の場合は、議案名を記入すること。

番号	質疑 ・ 質問事項
1	子育て支援（待機児童解消に向けた取組）について
質疑・質問の要旨	
2017 年度は保育の受け皿を 5 年間で 50 万人分増やす「待機児童解消加速化プラン」の最終年度です。 政府は 13～15 年度に約 31 万人分の保育の受け皿を確保し、16、17 年度でさらに約 17 万人分を上乗せする方針です。加えて、企業内の保育所への公的補助を充実させた「企業主導型保育事業」を導入し 5 万人分の受け皿確保を行い、50 万人分を超える受け皿拡大については達成できる見込みです。 一方、厚生労働省によると 16 年 4 月時点での待機児童数は 23,553 人。前年比 386 人増となり 2 年連続の増加となりました。そのうち 1、2 歳児は 16,758 人と 71%を占めています。また、保育利用率（利用児童数/就学前児童数）は年々上昇しています。 安倍総理は先月の衆議院予算委員会において、17 年度末に待機児童をゼロにする目標について、「非常に厳しい状況になっているのは事実」と述べ、目標達成は困難との認識を示しながらも、「目標を取り下げることとは決してない」と引き続き対策に取り組む姿勢を強調しています。 また、政府は 17 年度末までに 50 万人分の保育の受け皿確保のために、新たに必要な 9 万人の保育人材の確保を目指しています。13～16 年度に 1 人あたり月額 2 万 6 千円の給与増額を行い、先月 8 日に開催された内閣府の子ども・子育て会議では、17 年度から保育士の給与を 1 人月額 6 千円増額した上で「職務分野別リーダー」「副主任保育士」「専門リーダー」という役職を新設し、職務分野別リーダーの給与を月 5 千円、副主任保育士と専門リーダーの給与を月 4 万円増やす案が示されました。 “関西一の子育て・教育のまち「いこま」”をめざす本市においても、いまだ待機児童は解消されておらず、重要な課題となっています。「まち・ひと・しごと創生総合戦略」において実現を目指すまちの姿『女性が活躍しながら、安心して 2 人目、3 人目の子どもを産み、育てられる先進的住宅都市・生駒』実現に向け、現在、市長のリーダーシップのもと、全力で待機児童解消に向けて取り組まれていることと推察いたします。 このことについて、以下のとおり質問いたします。	
1 2017 年 4 月からの保育所入所手続きが現在進められている。一次募集終了後の結果等をふまえ、待機児童解消に向けての見通しはどうか。	

2 市長はこれまで、待機児童解消に向けた方策として、待機児童の多い地域への私立保育園の新設、小規模保育事業の整備、市立幼稚園の預かり保育の拡充、認可保育所の定員の増員及び事業所内保育事業の認可等を組み合わせて取り組むと述べている。現在まで、具体的にどのような取組が行われ、その効果はどうであったか。

また、国が「待機児童解消加速化プラン」及び「待機児童対策会議」等で示す方策について実施できているのか。

3 保育人材の確保及び処遇改善策として、どのような取組が実施されているのか。また、市立園における正規職員と臨時職員の処遇について是正すべき格差等は生じているのか。

4 待機児童解消に向けては、保護者をはじめ市民に積極的に情報を開示し、理解と協力を求めることも重要と考える。そのためにも募集定員に対する申し込み状況その他、適時適切に開示すべきと考えるがどうか。

質疑・質問の要旨は具体的に記入すること。

番号	質疑 ・ 質問事項
2	防災協定について
質疑・質問の要旨	
東日本大震災発生から間もなく 6 年、熊本地震発生から間もなく 11 カ月が経過します。 全国の自治体においては様々な災害対策が講じられ、そのひとつとして「災害時相互応援協定」等多くの「防災協定」（『生駒市地域防災計画』においては「災害応援協定」）が締結されています。自治体対自治体、自治体対企業・団体等「つながり」の仕組みづくりは行政レベルで活発化しています。 また、被災地を中心として「協定」が「掛け声倒れ」に終わらぬよう、日ごろから共同防災訓練や情報交換会などが実施されています。 「生駒市地域防災計画」によると、本市においては現在、89 の災害応援協定（うち 5 の自治体相互応援協定）が締結されていますが、このことについて質問いたします。 1 協定内容、協定先等について所見を問う。 見直しを検討している協定及び今後締結を検討している協定はあるのか。 2 協定先との定期的な協議等は実施されているのか。また、協定に基づく共同防災訓練、情報交換会、研修会等の計画はあるのか。	

質疑・質問の要旨は具体的に記入すること。

平成 29 年 2 月 28 日

生駒市議会議長

中谷 尚敬 殿

生駒市議会議員

恵比須 幹夫



発 言 通 告 書

次のとおり通告します。

平成 29 年 2 月 28 日
午前 11 時 56 分 受領

発言の種類 (○を付ける)	質疑 ・ <u>一般質問</u> (一括質問方式 ・ <u>一問一答方式</u>) ・ 緊急質問
番号	質疑・質問事項 (要旨は別紙参照)
1	廃棄物のリサイクル対策について
2	災害廃棄物処理計画の策定について
3	
4	
5	

※質疑の場合は、議案名を記入すること。

番号	質疑 ・ 質問事項
1	廃棄物のリサイクル対策について
質疑・質問の要旨	
(1) エコパーク 21 における生ごみの再生利用について ①エコパーク 21 ではこれまで、バイオガス発電の熱源となるメタンガスの生成原料として生ごみの受け入れを行ってきました。平成 27 年度までは無料受け入れでしたが、平成 28 年度からは 10 kg あたり 33 円の手数料が設定されています。その理由と経過をお聞かせ下さい。 ②排出事業者責任および分別排出のコストメリットを明確化するため、生ごみの処理手数料は計量による従量制ではなく、専用の指定袋制とすることが望ましいと考えます。見解をお聞かせ下さい。 ③エコパーク 21 へ搬入されている生ごみの排出元は、規模・業種とも多様化しており、さらなる広がりが期待されます。一方で市関連施設は直営の給食センターのみに留まっています。処理能力の範囲でさらなる搬入拡大を図るための方策について、考えをお聞かせ下さい。 (2) 使用済小型家電のリサイクルについて ①平成 28 年度の使用済小型家電の回収量の推移と最終見込みについて、どのように分析・評価されているのか、考えをお聞かせ下さい。 ②平成 28 年度、回収ボックスの設置箇所は 3 箇所が増設され、合計 6 箇所体制へと拡大されました。しかしながら、配置分布を自治連合会の区域別に見ると、北地区／2 箇所、中地区／3 箇所、西地区・東地区／無し、南地区／1 箇所――と不均衡な形となっています。回収ボックス設置箇所の拡充は即、市民の利便性の向上と回収量の増大に直結します。その意味から市関連施設へのさらなる増設を進めるとともに、民間事業者施設への協力依頼も視野に入れつつ拡充を図ることが必要かと考えられます。見解をお聞かせ下さい。	

番号	質疑 ・ 質問事項
2	災害廃棄物処理計画の策定について
質疑・質問の要旨	
奈良県は平成 27 年度、国の方針を踏まえ「奈良県災害廃棄物処理計画」を策定しました。 国は、平成 30 年までに都道府県の計画策定率約 8 割、市町村で約 6 割を目標値として設定しています。 それら動向を踏まえ、以下の点についてお聞きします。 (1) 近年多発する土砂災害、豪雨災害、そして将来予測される南海トラフ巨大地震等の発生を見据え、本市においても早期に災害廃棄物処理計画を策定することが望ましいと考えます。平成 28 年 3 月議会で一般質問を行った際「早期の策定に向けて取り組んでいく必要がある」との答弁がありました。現時点の進捗と今後の作業予定についてお聞かせ下さい。 (2) 大規模震災が発生した場合、廃棄物を処理するにあたり第一に必要となってくるのが仮置場です。住民が直接搬入できる位置に設けられることが望ましいとされる一次仮置場、素材別に中間処理（破碎、焼却等）まで施す二次仮場の現時点での想定についてお聞かせ下さい。 (3) 大規模震災発生時、当面の復旧処理に当たって、大きな役割を果たすのが市清掃センターです。発災直後の施設運営等、委託先企業とはどのような合意が成されているのか、お聞かせ下さい。	

平成29年2月28日

生駒市議会議長

中 谷 尚 敬 殿

生駒市議会議員

樋 口 清 士



発 言 通 告 書

次のとおり通告します。

平成29年2月28日
午後12時32分 受領

発言の種類 (○を付ける)	質疑・ <u>一般質問</u> (一括質問方式・ <u>一問一答方式</u> ・緊急質問)
番号	質疑・質問事項 (要旨は別紙参照)
1	まちづくり学習について
2	
3	
4	
5	

※質疑の場合は、議案名を記入すること。

番号	質疑 ・ 質問事項
1	まちづくり学習について
質疑・質問の要旨	
平成 21 年 6 月に生駒市自治基本条例が制定され、基本原則の一つとして「参画と協働によるまちづくり」が掲げられた。	
平成 22 年 3 月には生駒市総合計画が策定され、基本理念に「市民主体のまちづくり」を掲げ、将来都市像を「市民が創るぬくもりと活力にあふれるまち・生駒」とし、施策体系に「市民が主役となってつくる参画と協働のまち」を掲げている。	
このように生駒市では、市民主体の参画と協働のまちづくりを行政の中心に据え、様々な関連施策が展開されてきた。	
教育分野に目を転じると、平成 28 年 6 月に策定された「生駒市教育大綱」において、大綱の特色に「ひとづくりはまちづくり」を掲げ、教育を通じたひとづくりを生駒のまちのさらなる活性化に繋げていくことを明記し、基本理念においても、人づくりとまちづくりを繋げる考えが示された。	
他方、平成 28 年 12 月 21 日に中央教育審議会が「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について」を答申した。そこでは「社会に開かれた教育課程」を理念として掲げ、「よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創る」という目標を社会と共有し、地域の人的・物的資源の活用、社会教育との連携など、社会と連携して教育課程を実施することが目指されている。この答申を踏まえ、学習指導要領が改訂され、平成 30 年度から順次導入される予定である。	
生駒市においては、これまでの各分野での市民参画に係る取組により、参画と協働のまちづくりが徐々に広がってきている。とは言え、その広がりは一部に止まっており、今一度、市民の参画意識の醸成、参画機会の拡充に取組むことが必要と考える。	
市民に対して、特に次代を担う子ども達に、地域社会の構成員として主体的にまちづくりに参画する意識をいかに養うかは、将来のまちづくりに繋がる重要な課題である。	
このような問題意識から、生駒市におけるまちづくり学習に関して以下に質問する。	
①市民（子どもを含む。）を対象としたまちづくり学習に関して、生駒市ではこれまでどのような取組をしてきたのか。また、その取組の成果と問題点は何か。	
②前項の取組の成果を、生駒市として参画と協働のまちづくりに繋げるために、どのような取組を行ってきたのか。	
③まちづくり学習に関して、どのような課題を認識し、今後、課題解決に向けてどのような取組を進めようと考えているのか。	

平成29年 2 月 28 日

生駒市議会議長

中谷 尚敬 様

生駒市議会議員

久保 秀徳



発 言 通 告 書

次のとおり通告します。

平成29年 2月28日
午後 0 時 53 分 受領

発言の種類 (○を付ける)	質疑 ・ <u>一般質問</u> (一括質問方式 ・ <u>一問一答方式</u>) ・ 緊急質問
番 号	質疑・質問事項 (要旨は別紙参照)
1	就学援助制度の拡充について
2	
3	
4	
5	

※質疑の場合は、議案名を記入すること。

番号	質疑 ・ 質問事項
1	就学援助制度の拡充について
質疑・質問の要旨	
昨年9月の第5回定例会での一般質問に引き続き、就学援助制度の拡充について質問します。 厚労省の平成25年国民生活基礎調査では、子どもの貧困率は16.3%と過去最悪で、中でも、子どもがいる現役世帯のうち、大人が一人の世帯の貧困率は54.6%と突出しており、深刻な社会問題になっています。 これを受けて、国は「子供の貧困対策の推進に関する法律」（平成25年6月26日）を制定し、子供の将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図ると共に、全ての子供たちが夢と希望をもって成長していける社会の実現を目指し、子供の貧困対策を総合的に推進するとして、国と地方自治体の責務を明らかにしています。 そんな中で就学援助制度の果たす役割は、ますます重要になってきています。経済的な理由で就学困難な児童・生徒の保護者に対して、小中学校の入学準備費用、学用品や給食費、修学旅行費などを経済的に支援する就学援助は、就学困難な子供にとってのセーフティーネットの役割を果たします。 行政は、その子供に等しく教育を受ける権利を保障する責務があります。 実際の制度運用にあたっては、経済的に就学困難な家庭にとって何よりも必要なときに、必要な支援が受けられることが重要と考えます。 そこで、以下の通り質問します。	
1、 新入学準備費用について、実際の負担額と給付に大きな乖離が指摘されていますが、ランドセルや制服代、学用品費について実負担額との差がある実態について、どのように考えておられますか。 2、 2017年度の国の予算で「要保護世帯」の就学援助費のうち、新入学準備費用の補助単価が2倍に引上げられる見込みです。 本市では、要保護世帯への適用はいつから行われることになりますか。 また、経済的な理由で就学困難な準要保護世帯への適用について検討されていますか。	

- 3、 2010年度から生活保護費の就学援助の対象補助費目が追加され
クラブ活動費、生徒会費、PTA会費が加えられました。
本市では、要保護世帯にどのようなかたちでそれが給付されているの
か教えてください。

※質疑・質問の要旨は具体的に記入すること。

平成29年2月28日

生駒市議会議長

中谷 尚敬 殿

生駒市議会議員

塩見 牧子



発 言 通 告 書

次のとおり通告します。

平成29年2月28日
午後0時55分 受領

発言の種類 (○を付ける)	質疑・ <u>一般質問</u> (一括質問方式・ <u>一問一答方式</u>)・緊急質問
番号	質疑・質問事項 (要旨は別紙参照)
1	生駒市の情報公開の姿勢について
2	基金運用について
3	
4	
5	

※質疑の場合は、議案名を記入すること。

番号	質疑 ・ 質問事項
1	生駒市の情報公開の姿勢について
質疑・質問の要旨	
「生駒市行政経営会議」の議事録を平成 27 年 12 月に情報開示請求したところ、パソコンのファイル中にあるが職員の個人的備忘録に過ぎず「行政文書」に当たらないとして「文書不存在」と処分され（生企第 62 号）、異議申立てを行なっていた件で、本年 2 月 6 日、「生駒市情報公開及び個人情報保護審査会」（石田榮仁郎会長）から「不存在とした」処分は「違法」であり、「処分を取り消した上、改めて本件会議録の開示又は不開示を決定すべきである」との答申が出された。 審査会答申では「生駒市情報公開条例」における「行政文書」の解釈を市が誤ったことが指摘されたわけであるが、市はこの答申について、どのように受け止めているのか。 また、処分を受けて今後、市は、本条例を適正に運用するためどのような対策を講じるのか。	

※質疑・質問の要旨は具体的に記入すること。

番号	質疑 ・ 質問事項
2	基金運用について
質疑・質問の要旨	
平成 27 年 12 月定例会において、国債等公共債を活用しての基金の一括運用、長期運用の導入について質問した際、現在の預入のみによる運用と比較して検討を行うとの答弁を得たが、その後の検討結果について問う。 また、公共債による運用を行う場合、具体的な課題とその課題解決のために必要な手立ては何か。	

※質疑・質問の要旨は具体的に記入すること。

平成29年2月28日

生駒市議会議長

中谷尚敬様

生駒市議会議員

伊木まり子印

発言通告書

次のとおり通告します。

平成29年2月28日
午後10時58分 受領

発言の種類 (○を付ける)	質疑・ <u>一般質問</u> (一括質問方式・ <u>一問一答</u> 方式)・緊急質問
番号	質疑・質問事項 (要旨は別紙参照)
1	健康づくり、医療、介護に係る課題と取組について
2	
3	
4	
5	

※質疑の場合は、議案名を記入すること。

番 号	質疑 ・ 質問事項
1	健康づくり、医療、介護に係る課題と取組について
質疑・質問の要旨	
団塊の世代が 75 歳になる 2025 年を前に、急増する高齢者を支える医療や国民皆保険制度の危うさが指摘され、全国の自治体で様々な取組が模索されています。また、平成 30 年度の国民健康保険広域化に向けた奈良県の取組もいよいよ加速していきます。市としても平成 29 年度は医療や介護にこれまで以上に向き合わざるを得ない年になると思われます。 このような中、今回は健康づくり、医療、介護に係る課題と取組について質問します。 1：特定健康診査やがん検診について 現状と課題、今後の取組（主に受診率向上に向けた取組）についてお答えください。 2：医療費適正化について 現状と課題、今後の取組についてお答えください。 3：奈良県地域医療構想に関連して ①奈良県地域医療構想基本的視点の一つに『地域包括ケアシステムと在宅医療の充実』が挙げられていますが、在宅医療に係る本市における現状と課題、市としての取組についてお聞かせください。 ②奈良県地域医療構想が掲げる在宅医療の充実や地域完結型医療の構築実現のためには医療ニーズの把握が重要と思われるが、レセプトを活用した調査等についてどのようにお考えでしょうか？ ③12月から始めたまちかど保健室の現状と今後の取組、認知症対策についてもお聞かせください。	

※質疑・質問の要旨は具体的に記入すること。

平成29年2月28日

生駒市議会議長

中谷尚敬様

生駒市議会議員

福中眞美



発言通告書

次のとおり通告します。

平成29年2月28日
午後2時5分 受領

発言の種類 (○を付ける)		質疑・ <u>一般質問</u> (一括質問方式・ <u>問一答方式</u>)・緊急質問
番号	質疑・質問事項 (要旨は別紙参照)	
1	生駒市の空き家対策事業について	
2	子どもたちの安全で健やかな居場所づくりについて	
3		
4		
5		

※質疑の場合は、議案名を記入すること。

番号	質疑 ・ 質問事項
1	生駒市の空き家対策事業について
質疑・質問の要旨	
総務省の平成25年の住宅・土地統計調査によれば、全国の空き家は約320万戸、空き家率は5.3%で過去最高の値となっています。本市も、この状況を受け、国の「空き家等対策の推進に関する特別措置法」の制定に先駆け、適切な管理が行われていない空き家等が防災、衛生、景観等で市民の生活環境に深刻な影響を与えないよう、平成25年度に「生駒市空き家等の適正管理に関する条例」を制定し、これまで空き家に対する様々な施策を推進されてきました。 しかし、本市は昭和50年代前後に建てられた住宅が多く存在し、その当時の子育て世代が現在は高齢になってきており、二人暮らし、そして一人暮らしになり、将来多くの空き家が発生することが懸念されます。 また、本市は住宅・土地統計調査において3,170戸、空き家率として6.2%で、過去最高の数字となっており、今後は空き家等に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくことが重要であり、空き家の未然防止策や新たな市民の転入策等が必要になってくると考えます。 以上のことを踏まえ以下の質問をします。 ●生駒市においては、特別措置法の施行以前から空き家対策に手がけていますが、今年度行なっている「空き家実態調査」の進捗はどうか。また、現状の空き家率はどの程度か、お聞かせください。 ●空き家の所有者に対しては、どのような取組をされているか。また、所有者が判明しない場合等はどのように対応しているか、お聞かせください。 ●他市では地方銀行と連携して移住・定住を促す住宅ローンの開発や中古住宅のリフォームの資金の金利を優遇するなどの策が講じられているところもあるが、生駒市では既存住宅の流通に関してどのような対策を講じているか、お聞かせください。 ●空き家を地域のために利用する事例は市内にどのくらいあるのか、お聞かせください。 ●全庁的に取り組む必要がある空き家対策は今後どのような展開をされていくのか、お聞かせください。	

※質疑・質問の要旨は具体的に記入すること。

番号	質疑 ・ 質問事項
2	子どもたちの安全で健やかな居場所づくりについて
質疑・質問の要旨	
少子高齢化が進む中、日本経済の成長を持続していくためには、女性の力を最大限発揮し、「女性が輝く社会」を実現するため、安全で安心して児童を預けることができる環境を整備することが必要です。このため、国では、現在、保育所の「待機児童解消加速化プラン」に取り組んでいますが、保育所を利用する共働き家庭等においては、児童の小学校就学後も、その安全・安心な放課後等の居場所の確保という課題に直面します。いわゆる「小1の壁」を打破するためには、保育サービスの拡充のみならず、児童が放課後等を安全・安心に過ごすことができる居場所についても整備を進めていく必要があります。 加えて、次代を担う人材の育成の観点からは、共働き家庭等の児童に限らず、全ての児童が放課後等における多様な体験・活動を行うことができるようにすることが重要であり、全ての児童を対象として総合的な放課後対策を講じる必要があります。このような観点から以下の質問をします。 ●生駒市は、幼児や園児に対する事業や、学童保育の取組は進んでいると思います。しかしながら、すべての子どもを対象とした「放課後子ども教室」等の取組は進んでいるとはいえません。親の就労には関係なく、子どもの安全・安心な居場所について考える必要があるが、市の見解をお聞かせください。 ●本年度、夏休みに幼稚園のリズム室の開放を、試行的に実施されましたが、その評価と今後についてお聞かせください。 ●国は、①地域の教育力の低下や家庭教育の充実の必要性が指摘されており、地域の教育力の充実が必要である ②学校が抱える課題は複雑化・困難化しており、教職員のみならず社会総掛かりで対応する必要がある ③これからの厳しい時代を生き抜く力の育成、地域から信頼される学校づくり、社会的な教育基盤構築等の観点から、学校と地域がパートナーとして連携・協働するための組織的・継続的な仕組みが必要であることから、「次世代の学校・地域」創生プランに基づき「地域学校協働活動推進事業」を編成し、補助金も出しているが、本市では、地域と学校が連携・協働する仕組みづくり等を、どのように考えているのか。また、学校と地域が連携・協働する組織としての「地域ぐるみ」や、スクールボランティア制度もあるが、現状の課題と、今後のあり方についてお聞かせください。 ●実態に応じた特色ある事業をするためには、放課後の過ごし方に関するアンケート調査を実施している自治体も多くありますが、生駒市でも実態調査をする考えはあるのか、お聞かせください。	

※質疑・質問の要旨は具体的に記入すること。

平成29年2月28日

生駒市議会議長

中 谷 尚 敬 様

生駒市議会議員

浜田 佳資 (印)

発 言 通 告 書

次のとおり通告します。

平成29年2月28日
午後2時7分 受領

発言の種類 (○を付ける)	質疑・ <u>一般質問</u> (一括質問方式・ <u>一問一答方式</u>)・緊急質問
番号	質疑・質問事項 (要旨は別紙参照)
1	市長施政方針について
2	
3	
4	
5	

※質疑の場合は、議案名を記入すること。

番号	質疑 ・ 質問事項
1	市長施政方針について
質疑・質問の要旨	
市長の次年度の施政方針については、評価できる点もありますが、多々疑問や不明な点もあり、その中から今回は2点質問します。 1. 市政運営の基本方針において、少子高齢化と併せて人口増加が頭打ちとなりつつあることを大きな課題としています。それらの対策として、住宅都市としての魅力にプラスアルファを考えていくことが必要とされています。その中で、人口問題についてお聞きします。 ①人口増加が頭打ちとなりつつあることの分析と今後の目標はいかがでしょうか。 ②地域活力創生部を創設したのは、この問題の打開への一つではないかと考えますが、その第一歩としての手応えと分析はいかがでしょうか。 ③流入人口を増やすためには、住む場所の確保が必要です。行政としてどこまでできるのかという課題はありますが、この観点でのまちづくりはどのように考えていますでしょうか。とりわけ、南は南生駒駅を中心としてどのように考えていますでしょうか。 ④上記のことを進めると、市街地が拡大する方向へと進むと考えられますが、施政方針の各論の「まちづくりの施策について」の3で「市街地の拡散防止を図る云々」との整合性・バランスという微妙な問題にどう対応しようと考えているのでしょうか。 2. まちづくりの施策についての1の健全で効率的な行財政運営の推進のところで、歳出について「未来を見据えた重点化・効率化を図る」とあります。行政は市民生活全般に対応するわけですから、なかなか難しい面があります。重点化されない分野は何でどう対応するのかという点、人を相手にする行政としては効率化が難しいという面もあり、これらの点についてどのように考えているのでしょうか。	

※質疑・質問の要旨は具体的に記入すること。